

令和 7 年 3 月

乙訓環境衛生組合第 1 回議会
会 議 録

乙訓環境衛生組合議会

乙訓環境衛生組合議会令和7年第1回定例会会議録

目 次

○出席議員		1
○欠席議員		1
○事務局職員出席者		1
○説明のため出席した者		1
○議事日程		1
○開会		2
○日程 1	会議録署名議員の指名	2
○日程 2	会期の決定	2
○日程 3	管理者の諸報告	3
○日程 4	監査報告第1号 例月出納検査の結果報告について	3
	監査報告第2号 随時監査（工事監査）の結果報告について	4
○日程 5	第1号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例の制定について	4
○日程 6	第2号議案 乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につい て	5
○日程 7	第3号議案 乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例及び乙訓環境 衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す る条例の一部改正について	7
○日程 8	第4号議案 令和6年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第4号） について	8
○日程 9	第5号議案 令和7年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について ...	1 2
○日程 10	第6号議案 乙訓環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の 一部改正について	3 0
○閉会		3 1

乙訓環境衛生組合議会令和7年第1回定例会
議事日程第1号

令和7年3月25日（火）
午前10時00分開議

○出席議員（9名）

向日市	天野俊宏 議員	杉谷伸夫 議員
	山田千枝子 議員	
長岡京市	上村真造 議員	富田達也 議員
	川口良江 議員	
大山崎町	小畑孝信 議員	井上治夫 議員
	波多野庇砂 議員	

○欠席議員

なし

○事務局職員出席者

書記 小林 範之 総括主査

○地方自治法第121条の規定により、説明のために出席した者（9名）

前川 光	管理者（大山崎町長）
中小路 健吾	副管理者（長岡京市長）
安田 守	副管理者（向日市長）
山田 勝吉	監査委員
河野 一武	事務局 長
北村 光子	会計 管理 者
古賀 一徳	総務 課 長
服部 潤	施設 業務 課 長
藪下 郁夫	政策 推進 課 長

○議事日程

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 管理者の諸報告
- 日程 4 監査報告第1号 例月出納検査の結果報告について

監査報告第2号 随時監査（工事監査）の結果報告について

- 日程 5 第1号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程 6 第2号議案 乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程 7 第3号議案 乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例及び乙訓環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程 8 第4号議案 令和6年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）について
- 日程 9 第5号議案 令和7年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について
- 日程 10 第6号議案 乙訓環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

○会議録署名議員

向日市 天野俊宏 議員
大山崎町 波多野 庇 砂 議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前10時00分

○上村真造議長 おはようございます。

それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は7名であります。地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓環境衛生組合議会令和7年第1回定例会を開会いたします。

_____ ○ _____

○上村真造議長 それでは、日程に入ります。

日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、天野俊宏議員と、波多野庇砂議員の両議員を指名いたします。

_____ ○ _____

○上村真造議長 日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日限りとするに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○上村真造議長 ご異議なしと認め、よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○

○上村真造議長 日程３、「管理者の諸報告」であります。

前川管理者。

○前川 光管理者 皆様、おはようございます。ちょっと暖かくなりまして、花粉がきつくてマスクをつけたままでご理解賜りたいと思います。

本日、ここに乙訓環境衛生組合議会令和７年第１回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集賜り厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、管理者報告をさせていただきます。

初めに、年末年始の廃棄物受入状況についてであります。令和６年度の年末年始における可燃ごみの搬入量につきましては、関係市町の年末最後の収集日である１２月３０日及び３１日の２日間で約４００トン、また、年始最初の収集開始となります、１月６日及び７日の２日間で約５００トン、これら４日間を合計いたしますと約９００トンが搬入されました。

また、前年度の年末年始と比較しますと、家庭系の収集ごみで約６３トン増加しました。年末年始の可燃ごみ搬入量は、通常時と比べて約１．５倍に増加いたしますが、ごみ処理施設の連続運転を継続し、一時的に増大する廃棄物の受入れに、支障を来すことなく、集中して排出される廃棄物の適正かつ円滑な処理に努めさせていただきました。

次に、京都環境フェスティバル２０２５へのブース出展についてであります。２月１日に京都パルスプラザで開催されました、「京都環境フェスティバル２０２５」へ本組合ブースを出展しまして、サンドブラスト体験やペットボトルリサイクルなどの本組合の取組事業を通じまして、循環型社会の形成や地球温暖化防止など環境問題に対する啓発を行いました。

また今後啓発事業の参考とするため、当日出展されておりました他団体の活動に関する情報収集や意見交換にも努めさせていただきました。

以上で管理者の諸報告とさせていただきます。

○上村真造議長 以上で、管理者諸報告を終わります。

○

○上村真造議長 日程４、監査報告第１号「例月出納検査の結果報告について」及び監査報告第２号「随時監査（工事監査）の結果報告について」であります。

監査委員の報告を求めます。

山田監査委員。

○山田勝吉監査委員 おはようございます。

それでは、最初に、例月出納検査の結果報告をいたします。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定に基づき、例月出納検査を実施いたしました。

検査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書の

とおりであります。

次に、随時監査（工事監査）の結果報告をいたします。

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、令和7年1月29日に随時監査を実施いたしました。

随時監査は、施設業務課所管の「焼却炉定期補修工事」に係る工事監査を、公益社団法人大阪技術振興協会に技術士の派遣を得て、実施いたしました。監査の結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

以上、例月出納検査及び随時監査（工事監査）の結果報告といたします。

○上村真造議長 以上で、例月出納検査の結果報告及び随時監査（工事監査）の結果報告を終わります。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

休憩（午前 10時05分）

再開（午前 10時06分）

○上村真造議長 休憩を閉じ続開します。

ただいまの出席議員数は9名であります。

○

○上村真造議長 日程5、第1号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは日程5、第1号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」その提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、「刑法等の一部を改正する法律」が施行され、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設されることから、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、条例に含まれる「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

なお、この条例は、令和7年6月1日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○上村真造議長 ただいま提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」という者あり）

○上村真造議長 質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 次に賛成討論を求めます。

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 討論もないようですので、討論を終わり、採決をいたします。

第1号議案について原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○上村真造議長 全員賛成。よって、第1号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

○

○上村真造議長 日程6、第2号議案「乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは日程6、第2号議案「乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」その提案理由をご説明させていただきます。

本案は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されたことから、子を養育するために時間外勤務の制限を請求できる職員の範囲の拡大及び離職防止のための、仕事と介護の両立支援制度の整備を図るため、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、まず、時間外勤務の制限を請求できる職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大するものであります。

次に、職員から配偶者等の介護に直面した旨の申し出があったときは、介護両立支援制度等について説明し、意向を確認すること、40歳に達した職員に介護両立支援制度等の情報を提供すること、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう勤務環境の整備に関する措置を新たに追加するものであります。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○上村真造議長 ただいま提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

川口議員。

○川口良江議員 おはようございます。よろしくお願いします。

この改正については、賛同するところなんですけれども、実際これを運用するとなったときに、課題等などありましたら教えていただきたいと思います。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 今回の条例改正に伴いまして、40歳以上の職員、情報提供でありますとか、新たな措置をとる必要がございますので、ただ、本組合としては、従前から既に子育て介護支援ガイドブックを作成して、職員に最新の情報周知をしております。合わせまして、新たな制度の中で、研修だとかそういったことにつきましても、国がホームページに上げられている動画なども活用しながら、それぞれ管理職、人事担当、各職員対象に研修なども進めていきたいと思っております。

○上村真造議長 川口議員。

○川口良江議員 研修とかしてくださって、取るというところに関しては、こうやってくださいよというふうな姿勢でおられるというところはすばらしいなと思うんですが、実際、その申請をするときに、これだったら、育児のほうでは3歳に満たない子から小学校就学の、就学前のお子さんまでというふうに拡大するわけなので、これを皆さんが、「取りたいです」というふうに、全員というか、対象になっている方が、全て申請したら、それを受けられるのかというところは、ちょっとそのあたり、もう少し詳しく教えていただいてもいいですか。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 育児支援制度、休暇制度様々ありますが、現在も対象の職員は、取得しておりますので、管理職を含め、職場内では、取りやすい環境整備というのは、引き続き取り組んでまいりたいと思いますけれども、今、現状も取得されておりますので、今の状況を継続して、さらに取りやすい環境にと努めてまいりたいと思います。

○上村真造議長 川口議員。

○川口良江議員 基本的なところなんですけれども、これは男性でも女性でも取れると思うんです。どちらの比率というふうに言っているのか、今、現在はどんな感じで取られているのですかね。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 私ども組合は、男性職員が大半ではございますが、男性職員でも、半数以上は取られているような状況で、育児休業も今、1名、男性職員が休業を取っておりますし、女性職員もそれぞれ100%取得できていますので、現状はこのような状況です。

口議員。

○川口良江議員 ありがとうございます。現在の状況も詳しくお伺いさせてもらって、女性も100%取られているのと、男性も半数ということで、すばらしいなというふうに思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○上村真造議長 他ございますか。

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 次に賛成討論を求めます。

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 討論もないようですので、討論を終わり、採決いたします。

第2号議案について原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○上村真造議長 全員賛成。よって、第2号議案「乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は原案どおり可決されました。

○

○上村真造議長 日程7、第3号議案「乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例及び乙訓環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは日程7、第3号議案「乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例及び乙訓環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」その提案理由をご説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、国家公務員の給与改定が行われることから、地方公務員法に規定される均衡の原則にのっとり、国や関係市町等の動向を踏まえ、総合的な判断のもと、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容についてであります。まず第1条「乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例」の一部改正では、国家公務員の給与改定に準じ、配偶者及び子に係る扶養手当の段階的な改定、地域手当の支給割合を100分の8以内とすること、また、再任用職員への住居手当の支給、管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大のほか、給料月額について、3級以上の初号の額は引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、第2条「乙訓環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部改正では、第1条の給料表の改定に対応するため、会計年度任用職員の給料月額に関する規定を整理するものであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行することとしております。

以上、提案理由をご説明させていただきました。ご審議よろしくお願いいたします。

○上村真造議長 ただいま提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

井上議員。

○井上治夫議員 会計年度任用職員も、この条例に入っているんですけど、今現在は会計年度任用職員はおられないという認識でよかったでしょうか。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 会計年度任用職員の任用は、現在ございません。

○井上治夫議員 分かりました。

○上村真造議長 井上議員、よろしいですか。他ございますか。

山田議員。

○山田千枝子議員 地域手当が１００分の６から１００分の８ということで、皆さん、職員の方、賃金が上がると思うんですけど、これが下がったという方はもうないと思うんですけども、その点、もう一度確認しておきたいと思います。いかがでしょうか。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 地域手当は８％以内としておりまして、実際、今、６％からは引き上げていく内容になりますので、減額となることはありません。

○上村真造議長 山田議員。

○山田千枝子議員 以内と言っても、できたら１００分の８という、そういうところを最高というか、ほしいんですけど、１００分の８まで、できるだけ引き上げていただきたいなというふうにこれはもう強く要望しておきます。

○上村真造議長 よろしいですか。他ございますか。

（「なし」という者あり）

○上村真造議長 それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。
まず、反対討論を求めます。

（「なし」という者あり）

○上村真造議長 次に賛成討論を求めます。

（「なし」という者あり）

○上村真造議長 討論もないようですので、討論を終わり、採決いたします。

第３号議案について原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○上村真造議長 全員賛成。よって、第３号議案「乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例及び乙訓環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は原案どおり可決されました。

○

○上村真造議長 日程８、第４号議案「令和６年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第４号）について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは日程８、第４号議案「令和６年度乙訓環境衛生組合一般会計

補正予算（第４号）について」のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１４０万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ１８億２，５５０万３，０００円とするものであります。

それでは、補正予算書６ページの歳入から、ご説明させていただきます。

まず、款３、国庫支出金、項１、国庫補助金では、循環型社会形成推進交付金で、７３万３，０００円を増額補正するものであります。

次に、款４、財産収入、項２、財産売却収入では、金属類などの売却に係ります有価物売却代金で、５９万１，０００円、再生品に係ります再生品売却代金で、８万１，０００円、合わせまして、６７万２，０００円を増額補正するものであります。

次に、補正予算書７ページの歳出について、ご説明します。

まず、款２、総務費、項１、総務管理費、目５、基金費では、今回の補正による歳入増額分１４０万５，０００円及び歳出の減額分２，６５１万７，０００円を合わせまして、２，７９２万２，０００円を、財政調整基金積立金で増額補正するものであります。

次に、款３、衛生費、項１、清掃費、目６、ストックヤード管理費では、その他プラスチックの搬出量の増加により、１２節、委託料で１万３，０００円を増額補正するものであります。

次に、款４、事業費、項１、事業費では、目２、埋立処分事業費で、焼却灰の搬出の増加により、１２節、委託料で１３１万１，０００円の増額補正を、また、目４、ごみ処理施設整備事業費では、契約差金により、１２節、委託料で１，６８６万４，０００円を、目５、し尿処理施設整備費では、同じく契約差金により、１２節、委託料で１，０９７万７，０００円をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、補正予算書３ページの第２表「継続費補正」についてであります。令和６年度の継続費を設定いたしておりますごみ処理施設整備事業及びし尿処理施設整備事業に関しまして、契約により事業費が確定しましたことから、各年度の年割額を変更するものであります。

以上、「令和６年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第４号）」の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○上村真造議長 ただいま、提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

富田議員。

○富田達也議員 一つだけ確認させていただきたいんですけど、契約差金で、これだけのマイナス、まあいいことだとは思いますが、なぜこれだけの金額の差金が出たのか教えてください。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 契約差金につきましては、基本的には、入札の差金であるわけ

ですけれども、入札辞退をされた業者の理由を見ますと、やはり人員配置や技術者の確保というのが困難というところで、かなり業者によって、その金額を算定するのに差が生じているというところでの差金でございます。

○富田達也議員 分かりました。

○上村真造議長 富田議員、よろしいですか。ほかございますか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 ご説明いただきました中で、6ページの歳入の、事業費国庫補助金の73万3,000円の増額って、ちょっと分かりやすく説明いただけるでしょうか。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 この差ですけれども、まず、当初予算と交付金の申請額の差による増額補正でございます。交付金の申請ですけれども、事務の手続き上、令和5年の11月に策定しました循環型社会形成推進地域計画や、要望額調査に基づき行うわけですが、その金額が、当初予算額の査定後の額と差が生じていたことにより、今回、増額補正をさせていただくというようなことでございます。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 すみません、ちょっと理解できないので、例えば、あれですよ、これ、ごみ処理施設の整備事業の継続費となっている部分のお金ですよ。あのコンサルタント料とか環境影響評価とか、それで、例えば予算書の3ページで、継続費が令和6年度、1,696万3,000円になっていると。全然なかなかそもそも額が違うんで、補正前の、6ページは補正前のが1,696万5,000円、ちょっと2,000円違うんですけど。

で、この継続費になってる、ほぼ額が予算計上されてて、それで、73万3,000円が追加されていると。何、計画に基づく申請額、申請した額がこれなんですよね。申請額がもっと多かった。ちょっとよく分からないんですけど。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 今年度の差金ですけども、循環型社会形成推進交付金を受けるにあたりまして、事業初年度ということで、契約前の、あくまで我々の予算ベースで要求しております。というのは、要求の締め切りが11月ですので、予算編成前ですので、地域計画を先に編成しておりまして、そこに載っている事業費ベースで、交付金の交付申請をしています。国は、それをベースに、基本に4月1日に、3分の1、今年度は3分の1ですので、交付率が。3分の1の内示をいただいております。実際には、契約を締結する際に、契約差金が出ておりまして大きく金額が下がってますので、その分、本来の額よりも、ごめんなさい、ちょっと訂正します。

地域計画をベースでやっているんですけど、その当初予算編成をその後していますので、当初予算と、まずは地域計画の間で差が出ております。概算で国に要求しまして、実際、予算編成をして査定をしたあとの額で予算を上げている。で、さらに契約をし

して、契約実績で差金が出ておりますので、地域計画と当初予算とでも、差が出ておりまして、予算と今回の契約差金については、一旦、全額を、3分の1を超えても受入れをしまして、翌年度以降で調整ができますので、その分は減額をせずに、全額受入れをしておりますので、結果的に、地域計画策定時の事業費と、当初予算に計上いたしました事業費の差額が発生しましたので、今回、その分が多く、当初予算と比べますと多く出ておりますので、増額補正をさせていただくという内容でございます。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 これはちょっとまあ、入札をして、契約をして、それで予算として、1,696万5,000円計上したけども、補助金として、それを歳入に計上したけれども、実際には、申請額はもっと多かったもので、その3分の1が出てきたら、さらに73万3,000円多い補助金が出てきて、もらい過ぎになっているという答えですね。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 はい、そのとおりでございます。はい。

○上村真造議長 杉谷議員、よろしいですか。

○杉谷伸夫議員 分かりました。はい。

○上村真造議長 山田議員。

○山田千枝子議員 私も、そこで3ページのね、今、年割額の確定したということをおっしゃってたんですけど、ここら辺のもう少し、もうちょっと詳しく教えてほしいので。かなり数字が違うんですね、補正前と補正後が。今のご説明で、やっぱりそういうことかなと思うんですけども、もう少し、これだけ差が出てるのは何でなのかなと。もう一度、お願いします。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 事業費総額の差額は、契約実績に置き換えさせていただきましたので、今回、その分で大きく差額が出ております。

年割額は、6月の継続費補正で、事業、交付金の交付率が、ごみの関係、後半3分の1から4分の1になりますので、なるべく有利な3分の1の交付率のところ、事業費を振り替えさせていただきましたので、その分、年割がまず変わっていますが、今回の補正の内容では、大きくは、国庫支出金の、いわゆる今、交付金のところが、令和6年度が、年割の事業に対しては、ほぼ100に近い数字が、ごみの場合入ってきています。で、7年度はゼロということで、それは、今、交付金制度の特徴でございまして、過去の補助金制度の場合は、各年度、出来高に応じての金額ですけれども、環境省の交付金制度は、事業費、交付対象事業費の総額までは、3分の1の割合を超えても受入れはできると、次年度以降で調整するという制度になってますので、今年度、年割額としては、交付金が、ほぼ財源としては大きく入っていますが、次年度は、その代わり交付金を受けないということで、最終的に、5年間の事業総額を見たときには、交付金は、3分の1ないしは4分の1の事業費に対する割合と、イコール同額での受入れができるという、

最終年度で帳尻が合うといえますか、精算するような制度になっているため、このような年割になっております。

○上村真造議長 山田議員、よろしいですか。

山田議員。

○山田千枝子議員 この令和10年度までは、例えばごみ処理施設の整備事業ですね、令和10年度までは、もうこれは大体変わらない。この補正後の、この数字は変わらないということでもいいんでしょうか。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 事業内容が変わらない限りは変わらないということでございます。

○上村真造議長 山田議員、よろしいですか。他ございますか。

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 次に賛成討論を求めます。

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 討論もないようですので、討論を終わり、採決いたします。

第4号議案について原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○上村真造議長 全員賛成。よって、第4号議案「令和6年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第4号)」について」は原案どおり可決されました。

○

○上村真造議長 日程9、第5号議案「令和7年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは日程9、第5号議案「令和7年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について」のご説明を申し上げます。

令和7年度予算編成に当たりまして、各施設の計画的かつ効率的な稼働を継続するとともに、費用対効果についても検証の上、本組合の使命であります「安全・安定した廃棄物処理」の推進はもとより、循環型社会の形成や脱炭素社会の実現に、積極的取り組み、令和7年度の当初予算規模は、総額17億533万5,000円となり、前年度と比較いたしますと、8,984万円、率にして5%の減となっております。

それでは、歳入歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

まず、歳出では、令和7年度は、照明器具のLED化や、電気自動車の導入など、脱炭素化への取組や、ストックヤード施設の計量器を更新し、計量業務の安定化を図るほ

か、2か年目となります。ごみ処理施設及びし尿処理施設の施設整備事業に係る予算を計上いたしております。

次に、歳入では、市町分担金の他、自主財源といたしまして、事業系一般廃棄物に係ります、ごみ処理手数料や、金属類、ペットボトルなどの有価物売却代金等を、また、特定財源といたしまして、脱炭素化推進事業に係ります脱炭素化推進事業債等を、計上いたしております。

以上で、令和7年度当初予算の概要とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、この後、事務局長から説明しますので、よろしくお願いいたします。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 それでは、令和7年度乙訓環境衛生組合一般会計予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

令和7年度の予算規模につきましては、歳入歳出それぞれ17億533万5,000円となり、前年度比較マイナス5%、8,984万円の減となったところでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書に基づき、ご説明を申し上げます。

まず、予算書の9ページをお開き願います。

まず、歳出について、ご説明を申し上げます。説明欄に事業ごとの経費を記載しておりますので順次ご確認をいただければと思います。

款1、議会費では、議会運営事業といたしまして、議員報酬、議会開会に要する経費の他、議員視察研修に係る経費として、179万円を計上し、前年度比較28.2%、39万4,000円の増となります。

次に、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、9ページ、職員人件費から、13ページの政策推進事業までの、8事業に係る経費といたしまして、2億563万円を計上し、前年度比較19.6%、3,374万9,000円の増となります。その要因につきましては、人事院勧告に基づく職員人件費の増加の他、庁舎管理事業で、組合場内における防犯カメラ設置工事費、また、政策推進事業において、事務室及び会議室のLED照明器具更新工事費を計上したことによるものでございます。

次に、14ページ、目2、会計管理費では、会計管理事業として、事務共通物品の購入及びキャッシュレス決済手数料など45万6,000円を計上しております。

続きまして、目3、財産管理費では、組合財産の管理を行う経費といたしまして、139万1,000円を計上し、前年度比較3.1%、4万2,000円の増となります。

目4、公平委員会費では、公平委員会運営事業として、委員報酬及び事務消耗品購入に係ります経費として、5万円を計上するとともに、目5、基金費では、基金運用事業として財政調整基金利子積立金3万1,000円を計上しております。

続きまして、15ページをお開き願います。

項 2、監査委員費、目 1、監査委員費、監査事務事業では、委員報酬及び消耗品購入費、工事技術調査委託に係る経費として 3 6 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

以上、款 2、総務費全体といたしまして、2 億 7 9 2 万円、前年度比較 1 9. 6 %、3, 4 0 1 万 1, 0 0 0 円の増となります。

続きまして、款 3、衛生費、目 1、清掃総務費では、1 5 ページ、職員人件費及び 1 6 ページ、清掃総務管理事業に係る経費として、9, 7 5 6 万 2, 0 0 0 円を計上し、前年度比較マイナス 1. 2 %、1 2 2 万 4, 0 0 0 円の減となります。

目 2、ごみ処理費では、1 6 ページ、ごみ処理施設運転管理事業及び 1 7 ページ、公害健康被害補償事業に係る経費として、3 億 8, 9 6 3 万 2, 0 0 0 円を計上し、前年度比較 1. 0 %、4 0 2 万 1, 0 0 0 円の増となります。

目 3、し尿処理費では、し尿処理施設運転管理事業及び 1 8 ページ、下水道投入事業に係る経費といたしまして、1, 4 9 2 万 6, 0 0 0 円を計上し、前年度比較マイナス 3 3. 0 %、7 3 3 万 5, 0 0 0 円の減となったところでございます。

目 4、埋立地管理費、埋立地施設運転管理事業では、勝竜寺埋立地の維持管理に係る経費として、1, 3 8 6 万円を計上し、前年度比較マイナス 4. 8 %、6 9 万 5, 0 0 0 円の減となったところでございます。

目 5、リサイクルプラザ費では、1 8 ページ、リサイクルプラザ施設運転管理事業から、1 9 ページ、リサイクルプラザ棟管理事業までの 3 事業に係る経費として、1 億 6, 4 8 6 万 6, 0 0 0 円を計上し、前年度比較マイナス 1. 8 %、2 9 6 万 4, 0 0 0 円の減となります。

続きまして、2 0 ページ、目 6、ストックヤード管理費、ストックヤード施設運転管理事業では、ストックヤード施設の維持管理に係る経費として、7, 2 6 1 万 4, 0 0 0 円を計上し、前年度比較 9. 0 %、5 9 7 万 8, 0 0 0 円の増となります。

以上、款 3、衛生費全体といたしまして、7 億 5, 3 4 6 万円、前年度比較マイナス 0. 3 %、2 2 1 万 9, 0 0 0 円の減となったところでございます。

続きまして、2 1 ページをお開き願います。

款 4、事業費、目 1、ごみ処理施設改修事業費では、ごみ処理施設改修事業及び附帯施設改修事業に係る経費として、2 億 3, 9 4 4 万 2, 0 0 0 円を計上し、前年度比較マイナス 2 6. 3 %、8, 5 3 3 万 4, 0 0 0 円の減となります。その要因につきましては、ボイラー水管更新工事に係る経費が減少したことによるものでございます。

なお、当該事業費の工事請負費の内訳につきましては、予算参考資料 1 1 ページに記載をしております。

次に、目 2、埋立処分事業費では、廃棄物埋立処分事業及び廃棄物搬出事業に係る経費として、8, 8 2 5 万 4, 0 0 0 円を計上し、前年度比較 3. 1 %、2 6 8 万円の増となります。

続きまして、目 3、リサイクルプラザ改修事業費では、リサイクルプラザ改修事業に

6, 566万1, 000円を計上し、前年度比較マイナス7. 1%、503万2, 000円の減となります。

次に、22ページ、目4、ごみ処理施設整備事業費、ごみ処理施設整備事業では、1, 270万9, 000円を計上し、令和7年度の事業は、工事発注方法及び施設運営方法の検討、並びに生活環境影響評価、方法書の作成等となります。

次に、目5、し尿処理施設整備事業費、し尿処理施設整備事業では、390万7, 000円を計上し、令和7年度の事業は、施設整備方法の検討及び施設解体工事計画書の作成となります。

以上、款4、事業費全体といたしまして、4億997万3, 000円、前年度比較マイナス22. 9%、1億2, 201万4, 000円の減となります。

続きまして、款5、公債費、項1、公債費、目1、元金では、長期債償還元金として、3億2, 493万1, 000円を、目2、利子では、長期債償還利子及び一時借入金利子として、326万1, 000円を計上し、その対象件数は、元金利子ともに、政府債11件、縁故債2件、計13件となります。

款6、予備費につきましては、前年同額の400万円を計上し、歳出予算総額といたしまして、17億533万5, 000円となったところでございます。

引き続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

予算書7ページをお開き願います。

款1、分担金及び負担金、目1、市町分担金では、13億5, 180万円を計上し、前年度比較マイナス6. 3%、9, 013万3, 000円の減となります。市町別分担金の割当てにつきましては、予算書33ページに記載をしております。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、使用料では、土地等の敷地占用料として、18万5, 000円を、項2、手数料、目1、手数料では、ごみ処理手数料として、1億6, 269万3, 000円の収入を見込み、使用料及び手数料の総額は、1億6, 287万8, 000円であり、前年度比較マイナス0. 4%、58万6, 000円の減となります。使用料及び手数料の内訳等につきましては、予算参考資料12ページ、使用料及び手数料内訳表に記載をしております。

款3、財産収入、項1、財産運用収入、目1、利子及び配当金では、財政調整基金利子収入で、3万1, 000円を、項2、財産売払収入、目1、物品売払収入では、鉄、アルミ等の有価物売払収入、7, 349万4, 000円及び再生自転車・再生家具の売払収入、29万8, 000円を見込み、財産収入総額では、7, 382万3, 000円、前年度比較6. 4%、446万4, 000円の増となります。

その要因は、鉄類、アルミ類並びに、ペットボトル売払単価の上昇によるものでございます。

なお、種別ごとの搬出見込み量、売払代金等につきましては、予算参考資料13ページ、有価物売払代金内訳表に記載をしております。

款４、繰入金、目１、財政調整基金繰入金では、８，０７３万９，０００円の繰入を行います。

款５、繰越金、目１、繰越金では、前年同額の２００万円の計上をしております。

款６、諸収入、項１、組合預金利子、目１、組合預金利子では、歳計現金預金利子として、３万４，０００円を、項２、雑入、目１、雑入では、工芸教室参加料や余剰電力売却料など、１，４３６万１，０００円の収入を見込み、前年度比較２．４％、３４万１，０００円の増となります。

雑入の詳細につきましては、予算参考資料１５ページ、工芸教室参加料内訳表、１６ページ、余剰電力売却料内訳表に記載をしております。

以上が歳入予算総額、１７億５３３万５，０００円の内容となります。

次に、予算書の表紙をおめくりいただきまして、第２条、地方債の限度額等につきましては、予算書３ページに記載をしております。

また、第３条、一時借入金の借入れ最高額は、３，０００万円と定めるものでございます。

最後に、予算書３０ページをお開きを願います。

継続費調書につきましては、契約額による年割額に置き換え、財源内訳及び支出見込額、支出予定額等を記載をするものでございます。

以上、乙訓環境衛生組合令和７年度当初予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○上村真造議長 ただいま、提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。質疑の方法としましては、歳入歳出別をお願いをいたします。

まず、歳入についての質疑を行います。ご質疑ございませんか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 ３ページ、地方債で、一般管理事業３００万、政策推進事業１，６７０万で、この３００万がＥＶの購入の関連ですかね。で、１，６７０万がＬＥＤ化の関連でしたっけ。それと、地方債、発行する効果について、ちょっと説明いただきたいのですが。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 予算書３ページの地方債の各対象となる事業は、杉谷議員のおっしゃるとおり、一般管理事業がＥＶ車購入、政策推進事業が照明更新工事、ＬＥＤ化にかかる事業でございます。

今回、活用する起債は、脱炭素事業債を活用いたしまして、起債は充当率９０％で、交付税措置が財政力指数に応じて３０％から５０％となっておりますので、管理者団体の財政力指数を使われるということで、現状、大山崎町の財政力指数を使われることになるかと思いますが、計算式、我々ちょっと交付税、直接受けないので確実ではないですけれども、計算式を試算いたしますと、３３％、３割ぐらいが交付税措置があるとい

うふうに見込まれますので、地方債の直近の金利が、貸付利率が、E V車で1%、LEDで1.1%となっておりますので、多少、金利が上がったとしても、交付税措置のことを踏まえたと、起債活用が有利と考えております。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 はい、分かりました。

○上村真造議長 他ございますか。

富田議員。

○富田達也議員 1点だけ、工芸教室の参加料なんですけど、資料の15ページを見させていただくと、参加料を上げるという形になっている。これは別にだめだと言っているわけじゃなくて、なぜ上げるのかを教えていただきたいなと思います。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 なぜ上げるのかということでございますけれども、この物価高騰により、使用している材料費などが、現在値上がりしており、300円と安価で開催しておりましたサンドブラスト等の教室については、収支率が50%以下の状況で運用している状況でございまして、他団体の料金なども参考に、500円に改定する予定でございます。参加料の改定する教室については、参加率を十分見まして、高い状況を見た中で、参加者が極端に減ることがないような状況で改定は考えております。

○上村真造議長 富田議員、よろしいですか。他ございますか。

井上議員。

○井上治夫議員 7ページの、市町分担金の件ですけれども、この間、議員でも学習会もしているので、指摘だけしておきます。

この市町分担金、割合を見ますと、向日市が36.5%、長岡京市51.9%、大山崎町11.6%となっております。昨年度のごみの搬入量を調べてみますと、向日市が35.5%、長岡京市が54.8%、大山崎町は9.8%というふうに、ちょっとこの金額と差があります。それについては、今までも議論があったと思うんですけども、ただ、大山崎町が負担が多いからとかではなくて、元々この問題は、長岡京市の市会議員から提案されて、搬入割を導入したらどうかという意見がありました。それについてですけれども、僕、50年ぐらい前から、この乙環には、小学生を連れて何回も見学に寄せてもらっているんで、大きくやっぱり処理施設が変わっていますよね。し尿処理を多くしていた時代から、どんどん変わってきてますし、また、ごみの搬入についても、コンピューター管理でさっと計算ができるというふうに状況が変わっているんで、それに応じた対応をしていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

例を挙げますと、乙訓休日診療所についても、今まで人口割やった部分については、利用料割に変えたということも聞いています。そういう意味では、今すぐとは言いませんけれども、少しでも搬入量割にして、ごみを搬入を少なくすれば、負担金も減っていくという形で、ごみの減量について、提案できるような、そういう構成にしていっていた

だきたいと思いますけども、その辺いかがでしょうか。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 もちろん、搬入量割ということでございますが、搬入量割を否定するものでも何もございません。ただ、その分担金制度全体の見直しをしていくということになれば、その一部だけを見直しということは、なかなかできませんので、制度全体を十分見直していくというような形で、今考えております。

○上村真造議長 井上議員。

○井上治夫議員 先日も、議員での学習会もありましたので、学習もしながら、みんなで考えていくようにしたいと思いますので、今後もよろしくお願いいたします。

○上村真造議長 他ございますか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 今、ちょっと分担金の話になりましたので、この前、議員と事務局で勉強会をやりまして、そのときにも意見出て、私の理解では、分担金のあり方、総務費をどうするとかね、分担金のあり方については、乙環だけで決めれへんから、もう、乙環議会で、どうのこうのって、ちょっと超えてるんちゃうかというね、そういう話だったと思って、二市一町のね、市町の方でしっかり話し合って、やるんやったら、やるんやったらというか、その乙環議会で決める問題を超えているから、そちらで十分に検討をしてね、提案してもらいたいということが大体の意見だったかなと思っています。

それとまた別に、ごみ搬入量割をどうするかというのは、乙環自身のこれは、分担金のあり方ではなくて、ごみ減量をどう進めるかという文脈から出てきたことなので、それはちょっと分けて考えなあかんかなと思っていますね。議案のところで言おうか、あとで意見として言おうかとちょっと思っておったんですけど、今ちょっと出てきたので、これをやっていくのに、やっぱり議会ですので、ごみ減らすだけと違って、その財政効果、乙環財政に対して、どう影響があるのか。ひいては各市町の財政に対して、どう影響があるのかということに、やっぱり一番関心があるなあと思ひまして、その中で、私なんかが思いますのは、ごみ減らすのは、環境のために減らさなあかんけども、ごみを処理するのは莫大なお金がかかるので、減らせば、それだけ財源、財政削減効果あるのは、もう間違いないと思っているんですけど、ただ、乙環のやり方、乙環のそういう財政として考えた場合、なかなか、この前の議論聞いてて、なかなか意見がまとまりにくいなと思ったのは、現状ちょっとぐらい減らしてもね、運営費変わらへんので、例え5%、10%減らしたって、乙環の今年の、来年の、運営費というか事業費というんですかね、あんまり大して変わらないと。

そうすると、そんなそこまでしゃかりきにやる必要があるのかというような意見が出てきたかと思うんですけど、ただ、私もそこで言いましたのは、ただ、1年、2年で見たらそうかもしれないけれども、このごみ処理事業というのは、設備産業です。設備産業って言ったら表現悪いけど、設備投資というお金が大半を占めるので、やっぱり設

備更新のサイクル、30年ぐらいのサイクルでね、やっぱり見なあかんだろうと。そうした場合、ごみを削減したら、10%削減したら、設備更新費用ね、10%減るわけで、乙環でいうと200億円ぐらいの設備が10%減ったら20億円になって、これは億単位の、1年あたり億単位の削減になりますのでね、そういうふうな考え方で、ごみの削減、どうしてもあれ、分担金っていうので、二市一町のお金のね、100万円減るか100万円増えるかとかね、そういうどうしてもお金のね、何か変ないやらしい言い方やけど、損得みたいなね、話にどうしても目が行きがちなんですけど、ただ、乙環全体として、この地域全体としてのごみ処理費用を、どんだけ削減していけるのかと考えた場合に、ごみを減らせば、それよりも一桁違いで大きな削減効果があるとは思っているんですけども、そういうふうな財政的な効果も含めて、ちょっとあれを、資料をちょっと提案していただけたらなと思うんです。

どうしても、分担金のあり方だけの資料だと、どこが100万損する得するという目がいきがちなので、そうではなくて、乙環全体、この地域全体のごみ処理費用がどれだけ削減できるのかということですね、提案、資料をね、いただけたらなと思っております。

○上村真造議長 要望ですね。

○杉谷伸夫議員 要望です。はい。ぜひ、そういう点でね、分担金の何ぼ減った増えたではなくて、ごみを減らすことによって、どんだけ削減できるのかというあたりを出していただけたらなと。ほんなら、財源、議員としても、どんだけそれが、地域、ひいては各市町の財政負担の削減につながるということが、目に見えて分かると思いますので、よろしくお願いします。

○上村真造議長 他ございますか。

ないようですので、歳入を閉じ、歳出について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

井上議員。

○井上治夫議員 13ページの地域補償費というのを、私は繰り返し言っているんですけども、375万円が入っています。大山崎町と淀と、長岡京市の久貝に入っているんですけども、先ほども言いましたけれども、50年前の状況と、かなりその施設の中身も変わってますし、匂いについても、それからいろいろなものについても、そういう地域に補償しなければならないということについては、大分、負担が減ってきているんじゃないかというふうに思っています。

この会計についても、例えば大山崎町でいえば、大山崎下植野区に出てるんですけど、そこがどういうふうに使われているかというのは、一切ここでも分からないし、やはり税金を多く、市町分担金で出している乙環ですから、やはりそこが、どう使われたのか、そしてそれが本当に地域補償に役立っているのかという問題をちゃんと見とく必要があるというふうに考えています。

そういう意味では、例えば自治体、大山崎町とか長岡京市に、この地域補償費を出し

て、それについて必要な部分を、それぞれの市町で考えてもらうような形で進めていただきたいなというふうに私は、個人的に思っています。そういう意味では、この地域補償費というのは、ずっとこのまま継続されていくのか、一定見直しを考えておられるのか、説明をお願いいたします。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 地域補償費の関係ですが、以前からご意見をずっといただいている内容でございます。この部分につきましては、昭和の時代から、長年ずっとお支払いをさせていただいているというところでございます。

今、ご意見の中でありましたけれども、その用途、こういった形に使われているかという部分につきましては、以前、ご意見いただいて以降、地域のほうから用途、決算の報告書であったり、そういうものは出していただくようにはさせていただいております。

また、年に1回ですけれども、例年11月ないしは12月に、地域懇談会という形で、3地域、管理者も含めて回らせていただいて、そこで意見交換をさせていただいているということでございます。やっぱり、議会のほうから、こういう意見が出ておりますので、ずっとこのままずっと続けていくということではなくて、どこかでやっぱり一定のけじめはつけていかなければならないというふうには、今、思っておりますが、今、じゃあいつやというようなことは、ちょっとなかなか明言、申し上げることはできませんが、できるだけそういう方向で、進めていきたいと考えております。

○上村真造議長 井上議員。

○井上治夫議員 どうぞ、そういう点でよろしくをお願いいたします。

以上です。

○上村真造議長 他ございますか。

川口議員。

○川口良江議員 22ページの、し尿処理施設の整備事業のところなんですけど、これは、12月議会でも、私、質問させていただいたと思うんですが、議事録を読み返すと、令和6年の3月にも質問があつて、汚泥再生処理センターは、もう経費が3倍以上になるということで、そちらの方はなくなったのかなというふうに思うんですけれども、この昨年の3月のところで、令和6年度中には検討をしたいというふうに言われていますので、現在の検討状況みたいところを教えていただいてもよろしいですか。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 し尿処理施設の関係は、整備費が高騰したからやめたということではなくて、処理能力自体が、1日当たり4キロリットルということで、非常に小さい施設であるということも踏まえたと、メーカーとして受注意欲がないということで、なかなか手を挙げていただけるメーカーさんがいないということで、汚泥再生施設の方につきましては、一定諦めをさせていただいたというようなところでございます。

その後、今の現状と同じ処理方式の下水投入処理の継続、もしくは外部委託という、

この2つの方法で、今、検討をしているところでございます、今、一定、相手方を含めて、ちょっと整理を、いろいろと調査をさせていただいているような状況になりますので、今年の9月議会には、一定方向性はお示しをしたいというふうに考えております。

○上村真造議長 よろしいですか。

○川口良江議員 はい、分かりました。

○上村真造議長 他ございますか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 その関係で、ちょっと幾つかありますけど、まず、その今のし尿処理、令和6年度、何百万か払ってますよね。何ぼやったかな、金額忘れましたが、要は、令和6年度やっていただいて、コンサル事業ね、成果物というのは一体何なんですか。あるんですか。形になったものが。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 令和6年度のし尿処理施設の事業としては、PFI導入可能性調査を行っております。また、施設整備計画の策定も行っております。令和7年度施設整備基本計画については、引き続き入っている仕様の内容になっております。ですから、今年、成果物として上がる完成形として上がるのは、PFIの導入可能性調査については、完成形として上がります。施設整備基本計画については、3月31日までに検討した内容については、成果物が上がるというところで、7年度についても、その施設整備計画については、検討することができるような仕様になっておりますので、追加の検討がありましたら、それに継ぎ足しをして、最終完成に持っていくというような流れでございます。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 令和6年度は、あくまでも、汚泥再生処理センターですか、それを敷設するとか、造る計画を、構想に基づいて検討されて、けども結果的にそれを受けてくれるところがなくて、諦めざるを得ない、そういうふうなことになるわけですかね。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 はい、そのとおりでございます。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 そうしましたら、それが9月頃、議会に、どうするかというような報告をいただけるということなんですけれども、その際に、基本構想から全く違った、基本構想から違ったことになりますので、今、2方式、現状の単純希釈投入方式か、もしくは外部委託ということで検討されているようですけども、その設備費とか運営費とか、そういう議会として、どちらが有利なのかというかが分かるような、当然、資料も併せて、検討の資料として出していただけるでしょうね。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 まず、今の現状の希釈投入方式でいくとなれば、やはり施設が必要

になってまいりますので、その施設に伴う建設費と、数十年間の維持管理費というのが必要になってくる内容でございます。外部委託の方向になった場合につきましては、あくまでも組合としては、施設をもう持ちませんので、あくまでも処理委託費プラス収集運搬経費のみになってくるというような、今、試算をしておりますが、今ご指摘いただきましたとおり、できるだけ分かりやすい資料は、用意はさせていただきます。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 ありがとうございます。是非分かりやすい資料で。それで、二方式になるね、例えば、単純希釈方式だと、今みたいな、今、単純に希釈方式ですけど、あれは元々そうじゃなかったんですよ。それを、方式切り替えたんですよ。だから、単純希釈だと、もっとちっちゃな、造るとしてもなるのかなということと、もし外部委託ということになれば、あそこの土地、余りますよね。あそこの活用方法とか、新たに設置予定のところが浮いてくるので、そんなのも合わせてご検討、提案いただけるんでしょうか。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今あるし尿処理施設につきましては、元々、し尿処理施設として、汚泥焼却炉も一緒にありますので、大きな施設になっておりますが、次の希釈投入のみの施設になれば、受入れ槽と希釈投入槽、槽が2つと、あとは管理事務所が必要になってくるというようなところでございますし、し尿処理施設の跡地ですけども、組合の北側につきましては、今、焼却施設の建設用地になっておりますので、元々は、ごみ処理施設の建設ができないために、し尿は先に移設をするという計画で、基本構想は進めておりますので、今回、例えばし尿処理がなくなるということになれば、ごみ処理施設の建設の前に、し尿処理施設をまず解体をいたしまして、それから新しい焼却炉を建設するというような予定でございます。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 ありがとうございます。いずれにしても、例えば、外部委託とかいうことになれば、新しい施設を造らないので、今の処理施設、外部委託をする時点で解体だけですね。ほんなら、期間的な余裕ができるという形なので、前倒しにならないんですよ。時間的な余裕ができるということなんですかね。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今現在は、焼却施設の建設予定が、令和11年度からスタート、着手になっておりますので、それまでに、10年度までに解体をするという予定でございます。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 なら、計画、し尿処理施設を解体は早いことできるので、建設要らないから、スケジュール的には時間ができるということで、他の施設をもう前倒しでやるということではないんですね。それはちょっとそうですね、念のため。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ほかの建設を前倒しにやるということではございません。

○上村真造議長 杉谷議員、よろしいですか、それで。

○杉谷伸夫議員 はい。

○上村真造議長 山田議員。

○山田千枝子議員 私も、し尿処理のことで聞こうと思ったんですけど、今、川口議員や杉谷議員が伺ったんですけど、今現在、このし尿処理施設の運転管理事業の費用も出ますけれども、ちょっと減ってますけどね。これは、一つの、この作業をされている方、人数とか、そういうふうなのはどんなふうになっているのでしょうか。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 今現在の、し尿処理施設の人数は、委託業者で運営してもらっておりまして、1名、常駐で運転の方をしていただいております。

○上村真造議長 山田議員。

○山田千枝子議員 分かりました。それと、今、し尿処理施設が、もしもなくしてしまったらという話もあったんですけど、乙訓楽苑が、今ね、もう4月から改修されるということで、あその場所は、今後どうなっていくのかというのは、ちょっとお聞きしたいと思います。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今、乙訓楽苑のほうから聞いておりますのは、今年の11月ぐらいには、一応引っ越しされると、出て行かれるというふうなことを聞いておりまして、その後は、解体工事をしていただいて、その後の土地利用については、今はまだ白紙の状態にはなっておりますが、あその場所につきましては、元々埋立地になりまして、京都府知事の指定地域に今なっております。

つきましては、上に大きな箱物を造ることができませんので、あくまでもそういうストックヤード的な活用ぐらいしか方向性はないのかなというふうには今考えておりますが、最終的な活用方法につきましては、管理者、副管理者と十分ご相談をさせていただきながら決めていきたいと、そういうふうに考えております。

○上村真造議長 山田議員。

○山田千枝子議員 そうなると、埋立地として、今、大阪湾とかいろいろなところへ持って行ってるのは、少しやはりこちらの方で処理できるというふうになると思うんですけども、その辺なんかは、これから話をされていくことですが、一定やはり今出している、トラックで運んだりもありますけどね、やはりこっち側に埋立ててやった方が、大分金額も下がって、こちらの支出、費用、そういうのが安くなるということになるのでしょうか。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今、フェニックスの方に、委託をしておりますが、実質的な費用で

申し上げますと、委託処理の方が安いです。やはり、その施設を持って、それを数十年管理をするということになれば、非常に大きな費用がかかってまいりますし、今の埋立地の構造基準に適合した埋立地を造るということになれば、擁壁も含めて、一定整備をしていかなければならない。そういったことも考えますと、今の長黒用地では、ちょっと狭いと。投資に関する実際のその有効年数自体が短かすぎて、ちょっと埋立地として活用することは、ちょっともったいないかなというふうには、今考えております。

○上村真造議長 山田議員。

○山田千枝子議員 できるだけ、こちらの上も活かせるように、そして、有効活用できるように、また方向が分かってきたら、私たちに知らせていただきたいというふうに思います。

○上村真造議長 富田議員。

○富田達也議員 13ページの工事請負費なんですけど、照明器具をLED化するというところで、規模感的に微妙かもしれないんですけども、このあたりPFIとかESCOとか、そういったことはご検討されたのかどうか、教えてください。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 契約方法につきましては、今現在は、見積もり徴取ができるところから徴取をしまして、予算化の方法をとめたところでございますけれども、基本的には、今のところでは、指名競争入札を実施したいと考えているところでございます。

○上村真造議長 富田議員。

○富田達也議員 それで、なぜ指名競争の方がいいのかということを教えてほしいなと思います。ほかにもPFIやったりESCOであったりとか、やり方はいろいろあると思いますけれども、それがいいと思ったので、指名競争を選んだと思うので、なぜかというのを教えてください。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 購入とリースの比較というのは、したところでございますけれども、リースになりますと、5年、10年となった後に、また買取りというような価格が乗っかってくるというようなところで、最終的には、やはり、初めから購入をした方が、有利な価格になるというところで、指名競争入札を選択したというところでございます。

○上村真造議長 富田議員。

○富田達也議員 まあ、多分、PFIとかですと、基本、VFMで、どれだけ有利になるかとかっていうのは分かると思うんですけども、規模感的には厳しかったという認識だとは思いますが、そういう認識ではないですかね。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 申し訳ございません。規模的にも、使用頻度の高い、今回、事務室や会議室に限って、照明器具を交換をいたします。今後は当然、施設の更新も控え

ておりますので、そういった使用頻度の高いところのみを、今回更新するということで、議員ご指摘のとおり、規模が非常に限定的なところで作業をするというところでの指名競争入札を考えているところでございます。

○上村真造議長 富田議員、よろしいですか。他にございますか。

○山田千枝子議員 一つ聞いてもいいですか。

○上村真造議長 山田議員。

○山田千枝子議員 すみません、先ほど富田議員が、工芸教室の値上げのことをおっしゃったと思うんですけども、これ、他の参考資料を見てても、親子とかの親子教室もありますよね。子供さんと親御さんとの値段は、みんな一緒の500円だったら500円なんですかね。管外、管内でいうと、乙訓以外のところが来られたら、600円になるとか、この辺もう少し答えてください。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 親子教室については、親子お二人で500円とか、ここに書いてある記載の金額になります。これ一人一人いただく金額ではなくて、1組で幾らという金額表示をしております。管外の方については、2割増しで、それぞれ料金が違いますので、2割増しで料金をいただいております。

○上村真造議長 山田議員。

○山田千枝子議員 今まで管外の方も、たくさん来ておられたのでしょうか。例えば、大阪の島本とか、いろいろな周辺、伏見の方とかね、そういう管外でも来られてたんですかね。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 たくさんではございませんけれども、一部来ていただいていると。ほとんどの方は、二市一町からの住民の方が来ていただいているというような状況でございます。

○上村真造議長 山田議員、よろしいですか。他ございますか。

井上議員。

○井上治夫議員 24ページの資料があるんですけども、職員さんの数が、去年よりも減っていると。僕が知ってる範囲で前は50人ぐらいいはったと思うんですけども、今後、これはどういう計画を持っておられるのかなあと、教えていただけますか。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今、組合として、定員管理計画を作らせていただいております、その中で、先ほどもありましたとおり、焼却施設等々につきましては、もうDBO方式という形で、今後移行していくということも踏まえますと、今後の職員体制、定員につきましては、組合として何人必要だというふうなところは、十分整理をさせていただいて、最終的には、25名程度ぐらいまでは下がってくるかなというふうには考えております。

ただ、定年退職等がございますので、途中でやっぱり増減はありますけれども、最終的には、組合としては、20名から25名程度の範囲で収めていきたいと、こういうふうに考えております。

○上村真造議長 井上議員、よろしいですか。他ございますか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 何個かお伺いいたします。

予算書の12ページです。一番下の方から、下から3行目の備品購入費って、これは何でしたっけ。325万。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 こちら、EV車の購入でございます。

○杉谷伸夫議員 このくらいなんですか。もっと高いと思ってました。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 はい、分かりました。すみません。

次に、先ほどの埋立てのことで、埋立地というかフェニックス、あれ確か令和14年度まで加入ですかね。本年度何か埋立て、二十何ページですか、埋立処分事業費がどこかに載ってたんですけど。

21ページ、そうでしたっけ。そうです、21ページ。これ去年よりも増えてるんですけど、埋立量が増えてるんですか。ごみ量が増えているということなんですか。増えるという見込みなんですか。計画が。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 ごみの焼却対象量が若干増えてますので、その分、プラスアルファになっております。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 つまり、近年、増えてる傾向にあるということなんですかね。見込として。私は、徐々に減ってきていると思ってたので、意外だったので、はい。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 ごみ量は確かに減ってはきているんですけども、運転状況にも左右されますので、薬剤の使用量とか、そのときの排ガスの量とかによっても、薬剤の噴霧量も変わってきます。

あと、焼却の残渣率ですね、ごみの中に焼却灰以外に、ほかの金属類とか金物類が入っていたら、その分も重量としてカウントされますので、そこら辺でも、若干左右されるところがあるというふうに判断しています。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 つまり、結論として、私の理解は、乙訓二市一町で、指定袋を導入してずっとやってきて、可燃ごみは目に見えて減ってきたという認識で、まだ減ると思ってたんですけど、乙環としては、乙環としてというか二市一町では、そういう見込みでは

なくて、増えるという見込みをされているということですか。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 前年、実績に基づいて試算しておりますので、本来ならば減っていく傾向というふうには判断しておりますが、今年度の運転状況とか、その中のごみの中の残渣率ですね。そういうなのが、ちょっと反映してくるかなというふうには思っています。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 で、あと減らしていかなあかんと思います。頑張りましょう。

それで、フェニックスの方なんですけど、以前はちょっと来てたとき聞いたことがあるんですけども、忘れてしまったので、令和10年度までフェニックスに搬入すると。そこから先は、どういう計画なのか、ちょっとこの機会に教えていただけますか。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 令和14年までの受入れの、今、Ⅱ期計画なんです。14年度までというのは、変更の方はございません。

ただ、やっぱりⅢ期事業に向けて、今、検討状況ですけども、廃棄物が今、減少化してきています。フェニックスの方も。それによりまして、若干ちょっと計画の方の変更、検討されておられるみたいですが、基本の14年というベースは、今、変更ないというふうには聞いております。

○上村真造議長 杉谷議員、よろしいですか。

○杉谷伸夫議員 はい、了解しました。

次、ごみ処理施設の整備事業なんですけれど、先ほどちょっとしっかり聞いてなかったて申し訳なかったですけど、令和7年度には、方法書の作成とおっしゃってましたですかね。環境影響評価についてね。令和6年度、何をしてはったんですたっけ。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 令和6年度は、配慮書の作成をいたしました。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 それは、もうできているんですか。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 この年度末に仕上げまして、4月に、京都府の方へ提出する予定でございます。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 ああそうですか。通常、どのぐらいでホームページに載るか分かりますか。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 意見の募集を京都府の方がされるのが、恐らくですけども、6月頃ではないかなというふうに考えております。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 意見募集が。分かりました。結構あとになる。

先ほどこっちとＬＥＤ化のことで、乙環で、環境衛生組合にしては、ＬＥＤ化が結構遅かったなど、ちょっとびっくりしたんですけど、やれるところは、令和７年度全部やってしまうということですね。

それでちょっとお聞きするんですけども、新しい施設をされるときにね、その施設の仕様として、脱炭素の要素を、建物自体、設備自体に、そういうものっていうのは、どういう形で盛り込まれているのかというのを、ちょっとこの機会にちょっとお聞きしておきたいんですけども。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 施設整備にあたりましては、今、予定ですが、令和９年度に、審議会の方を立ち上げさせていただいて、学識経験者、入っていただく中で、もちろん仕様書の策定含めて、進めていきたいと考えております。その中で、要求水準書というのを、作っていく今、予定にしております、その要求水準を、今、指摘がありますとおり、どこまで、どの部分に対してどこまでの要求水準をしていくかというところは、その時点で一定、検討していきたいというふうに考えております。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 はい、分かりました。令和９年度に、そういう審議会を開催するので、それに向けて、どういう内容、仕様にしていくかということを作っていくということですか。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 令和９年、令和１０年で作るということでございます。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 はい、了解いたしました。

○上村真造議長 他にございますか。杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 予算で、計量器を買うというか、更新、２１ページ、上から３行目、計量器更新事業、６６９万７，０００円、これは、新しい施設のときにも使えるんですかね。そんなん無理ですか。その時までもないですか。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 この計量器は、埋立地の方の計量器でございます。

○杉谷伸夫議員 埋立地の方、ああそうですか。

○服部 潤施設業務課長 また別になっていきます。はい、すみません。

○杉谷伸夫議員 勘違いしてました。分かりました。失礼いたしました。

○上村真造議長 よろしいですか。他ございますか。

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

（「なし」という者あり）

○上村真造議長 次に賛成討論を求めます。

山田議員。

○山田千枝子議員 討論というか、要望だけなんですけど、やはりちょっと、工芸教室の値上げがね。やっぱり、今、子供さんたちが楽しんで、確かに物価がいろいろ高騰しているのは分かるんですけど、楽しんで、計算したら150人ぐらいの方、管内外でね、150人ぐらいの方が来ておられるので、やっぱり子供さんが来られるということは、ここでやっぱり環境のことを勉強したり、いろいろなことで、この場所を知ってもらったりする本当にいい機会だと思っているので、やっぱり300円から500円という、ちょっと値段が上がり過ぎているなという思いを持っています。できるだけ、やはりたくさんの方に来てもらえるような、そういった取組も今まで頑張っていたいてますけど、これからもやっていただきたいと。とりあえず、この値段については、ちょっと残念だなと。やっぱり皆さん、安くで来てほしいなということだけ思いまして、賛成させていただきます。

○上村真造議長 意見を付して、賛成ということですね。

○山田千枝子議員 はい。

○杉谷伸夫議員 せっかくです。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 賛成はさせていただこうと思うんですけど、やはり最初のほうにちょっと述べましたように、一生懸命、事務局、二市一町で、ごみ搬入割等の検討を進めていただいて、非常に労作だったと思います。この前の勉強会で、どちらかというと、その辺の詳しい勉強はあまりできなくて、意見交換、それはもう議員の意見交換、それはものすごく有意義だったと思うんですけど、しっかりその辺、勉強したいなと。それに当たっては、先ほどもちょっと要望しましたけれども、分担金の割合だけに限らずに、ごみ減量、そういうことによってごみ減量を進めていくことによって、乙環、ひいては各市町の財政に対して、どんだけの影響があるのかということの資料も含めて、ぜひ提示いただいて、またそういう機会を設けていただきたいと思います。要望いたします。

○上村真造議長 他ございますか。

（「なし」という者あり）

○上村真造議長 討論も尽きたようですので、討論を終わり、採決いたします。

第5号議案について原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○上村真造議長 全員賛成。よって、第5号議案「令和7年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について」は原案どおり可決されました。

議事の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩（午前 11時28分）

再開（午前 11 時 30 分）

○上村真造議長 それでは、休憩を閉じ、続開いたします。

先ほど、天野俊宏議員、富田達也議員、及び井上治夫議員から、「乙訓環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

本件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○

○上村真造議長 ご異議なしと認め、日程 10、第 6 号議案「乙訓環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

天野俊宏議員。

○天野俊宏議員 ただいま議題となりました、第 6 号議案「乙訓環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」その提案理由をご説明申し上げます。

改正の内容といたしましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、引用条項が順次繰り下げられることに対応するとともに、所要の規定の整理を行うものであります。

なお、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○上村真造議長 ただいま提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」という者あり）

○上村真造議長 質疑もないようですので質疑を終わり、討論に入ります。

まず反対討論を求めます。

（「なし」という者あり）

○上村真造議長 次に、賛成討論を求めます。

（「なし」という者あり）

○上村真造議長 討論もないようですので、討論を終わり、採決いたします。

第 6 号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○上村真造議長 全員賛成。よって、第 6 号議案「乙訓環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

○

この際でありますので、何か他にございませんか。

川口議員。

○川口良江議員 予算のところで、少し触れたいなと思ったんですけど、ちょっとお伝えできなかったんですが、12月の議会のために、リサイクルフェアの件で、オンラインのアクセス件数というところが、とても増えていたということをお伺いして、素晴らしいなと思ったんですけども、そこを増えた要因というのか、そういった御努力というのは、どういったこととかをされたんでしょうか。

○上村真造議長 質問ですか。質問はもう閉じてるから全部。もう質問はちょっと。

○川口良江議員 じゃあ感想だけになるということですか。すみません、分かりました。すみません、感想だけになるんですけども、もう素晴らしいなということで終わります。ありがとうございました。

○上村真造議長 他に何かございますか。

(「なし」という者あり)

○

○上村真造議長 ないようですので、これをもちまして、乙訓環境衛生組合議会令和7年第1回定例会を閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

閉会 午前11時33分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により下記に署名する。

乙訓環境衛生組合議会議長 上 村 真 造

乙訓環境衛生組合議会議員 天 野 俊 宏

乙訓環境衛生組合議会議員 波多野 庇 砂